

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊備二第366号

令和4年6月2日

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正について（通達）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。）については、本年5月20日公布され、6月20日から施行されることとなった。

改正規則による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号。以下「新規則」という。）の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正事項

(1) 登録記号（新規則第3条、第4条及び別記様式関係）

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号。以下「令和2年改正航空法」という。）の施行により、本年6月20日から無人航空機の登録が原則義務化され、登録を受けた無人航空機について、登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければ、航空の用に供してはならないこととされた。

これを受け、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第10条第3項本文の規定に基づき小型無人機等の飛行を行おうとする者による通報については、登録記号（令和2年改正航空法による改正後の航空法（昭和27年法律第231号。以下「新航空法」という。）第131条の6第3項の規定により通知された登録記号をいう。）を記載した通報書の提出が必要となる。

(2) 写真の添付（新規則第5条関係）

新航空法第131条の7第1項及び航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第72号）による改正後の航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の6第1項第2号の規定

により、登録を受けた無人航空機の所有者は、当該無人航空機に登録記号を表示するほか、当該登録記号を識別するための措置として、当該無人航空機にリモートID機能を備えなければならないこととされた。

これを受け、小型無人機等飛行禁止法第10条第3項本文の規定に基づく通報時における小型無人機等の飛行に係る機器の警察署長に対する提示義務を廃止するとともに、当該小型無人機等に登録記号が表示されていない場合に限り、機器の識別のため、小型無人機等の飛行に係る機器の写真を通報書に添付することが必要となる。

2 その他

参考として、次の資料を添付する。

- (1) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第14号）
- (2) 新規規則別記様式第1号及び別記様式第2号

※ 添付資料（略）